

日本政治学会2013年度研究大会・B-2分科会

@北海学園大学/2013.9.15

なぜ沖縄県民は国民審査を棄権するのか

はじめに

明治大学政治経済学部・西川伸一
 nisikawa1116@gmail.com (■→@)
<http://www.nishikawashin-ichi.net/>

《全国》

2012.12.16執行	投票率
第46回総選挙(小選挙区)	59.32%(a)
第22回最高裁裁判官国民審査	57.45%(b)

(a)-(b)=1.87

《沖縄県》

2012.12.16執行	投票率	☆沖縄の異質な投票行動 →その実態と原因は
第46回総選挙(小選挙区)	56.02%(a)	(a)-(b)=10.75
第22回最高裁裁判官国民審査	45.27%(b)	

1979.10.7執行	投票率
第35回総選挙	80.04%(a)
第11回最高裁裁判官国民審査	35.56%(b)

(a)-(b)=44.48

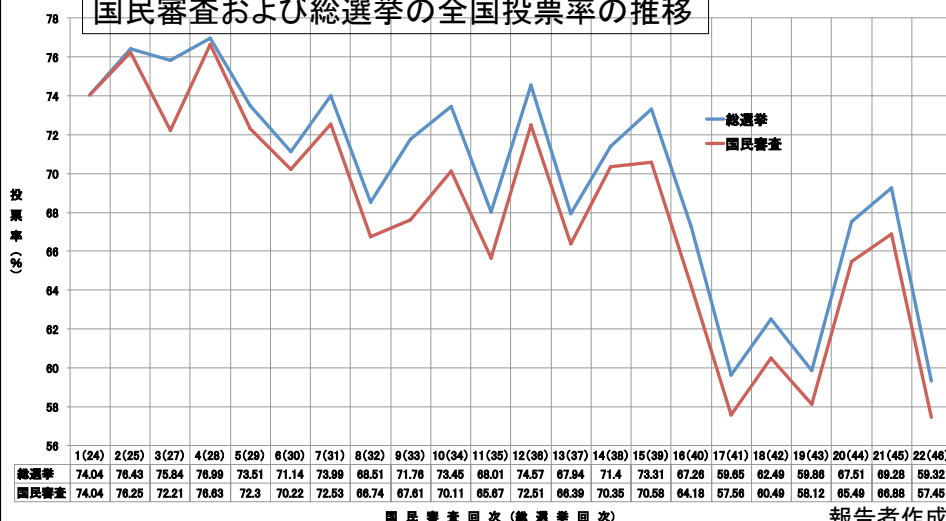
1

日本政治学会2013年度研究大会・B-2分科会

@北海学園大学/2013.9.15

1 国民審査の投票率をめぐる基本データ

国民審査および総選挙の全国投票率の推移



注)第26回総選挙(1953.4.19)では審査対象裁判官はおらず国民審査は未施行。
 第41回(1996.10.20)以降の総選挙の投票率は小選挙区のもの。

2

日本政治学会2013年度研究大会・B-2分科会

@北海学園大学/2013.9.15

国民審査と総選挙の投票率のポイント差

回次	1/24	2/25	3/27	4/28	5/29	6/30
ポイント差	0.00	0.18	3.63	0.36	1.21	0.92

回次	7/31	8/32	9/33	10/34	11/35	12/36
ポイント差	1.46	1.77	4.15	3.34	2.34	2.06

回次	13/37	14/38	15/39	16/40	17/41	18/42
ポイント差	1.55	1.05	2.73	3.08	2.09	2.00

回次	19/43	20/44	21/45	22/46
ポイント差	1.74	2.02	2.40	1.87

☆平均ポイント差1.91

注)「回次」は「国民審査回次/総選挙回次」

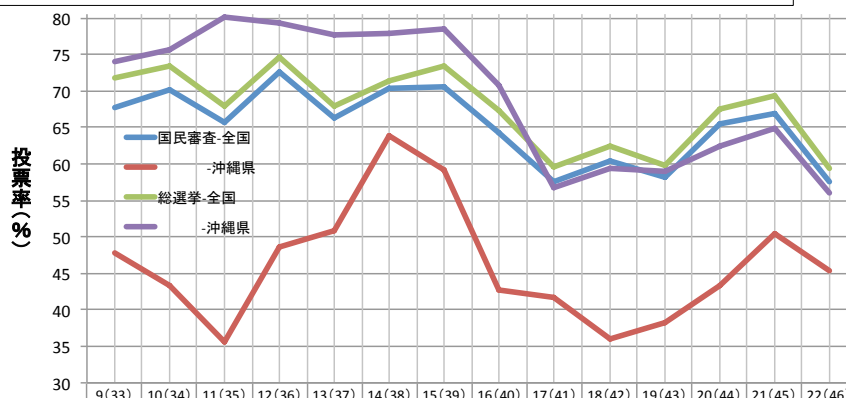
「ポイント差」は当該回次の「(総選挙の投票率)-(国民審査の投票率)」
で、小数点第2位までを算出。

3

日本政治学会2013年度研究大会・B-2分科会

@北海学園大学/2013.9.15

総選挙・国民審査の全国投票率と沖縄県の投票率の推移



	9(33)	10(34)	11(35)	12(36)	13(37)	14(38)	15(39)	16(40)	17(41)	18(42)	19(43)	20(44)	21(45)	22(46)
国民審査-全国	67.78	70.11	65.67	72.51	66.39	70.35	70.58	64.18	57.56	60.49	58.12	65.49	66.88	57.45
-沖縄県	47.78	43.32	35.56	48.69	50.75	63.86	59.19	42.8	41.62	35.99	38.19	43.27	50.38	45.27
総選挙-全国	71.76	73.45	68.01	74.57	67.94	71.4	73.31	67.26	59.65	62.49	59.86	67.51	69.28	59.32
-沖縄県	74.09	75.64	80.04	79.27	77.58	77.79	78.46	70.82	56.84	59.45	59.02	62.35	64.95	56.02

国民審査(総選挙回次)

報告者作成

注)第41回(1996.10.20)以降の総選挙の投票率は小選挙区のもの。

4

日本政治学会2013年度研究大会・B-2分科会

@北海学園大学/2013.9.15

沖縄県の国民審査/総選挙投票率の全体的傾向

◆沖縄県と全国の比較

総選挙：第33回(1972)～第40回(1993)→沖縄県>全国

最大差：12.03ポイント(第35回(1979))

第41回(1996)～第46回(2012)→沖縄県<全国

最大差：5.16ポイント(第44回(2005))

国民審査：第9回(1972)～第22回(2012)→沖縄県<全国

最大差：30.11ポイント(第11回(1979))

☆14回の平均で19.06ポイント差

◆沖縄県の国民審査と総選挙の投票率のポイント差 ☆平均ポイント差23.26

回次	9/33	10/34	11/35	12/36	13/37	14/38	15/39
ポイント差	26.31	32.32	44.48	30.58	26.83	13.93	19.27
回次	16/40	17/41	18/42	19/43	20/44	21/45	22/46
ポイント差	28.02	15.22	23.46	20.83	19.08	14.57	10.75

☆沖縄県の有権者は投票所で意識して国民審査の投票を棄権している。⁵

日本政治学会2013年度研究大会・B-2分科会

@北海学園大学/2013.9.15

2 国民審査をなぜ棄権するのか

①第9回(1972.12.10)から参加した。

第1回(1949.1.23)：選管による「指示」「監視」の徹底

1949.1.17全国選挙管理委員会→都道府県選管：通達

- 一、選挙管理者、投票立会人は有権者が必ず審査投票するよう監視する。
- 一、投票用紙の記載方法を投票用紙交付の時、詳細に指示する。



回次を重ねるごとに緩和され、「棄権」も事実上容認

第3回(1955.2.27)：中央選管→都道府県選管：通達

「最高裁判所裁判官国民審査投票上の注意について」(投票所に掲出)

「二、投票しない人は投票用紙を受取らないで下さい。」



松村真一郎中央選管委員長「今回の措置は決して棄権を認めたということではない。ただ、どうしても投票したくない人はやむを得ないということだ。」

6



第9回:「注意について」の追加

「三、投票用紙を受取っても、やめさせるかやめさせないかを決められない人は、投票箱に入れないで係員に返して下さい。」



沖縄県選管の現場対応:「一応、議員投票用紙と一緒に手渡し、そのあと返却する分には審査を強制することなく受け取る、と指導しているのですが—」(『沖縄タイムス』1972.12.11)

Cf.)「投票用紙二枚はいりません」という反応も

②国民審査公報の「活用」

発行主体は都道府県選管(国民審査法53条)

「都道府県の選挙管理委員会は、掲載文の写を原文のまま、審査公報に掲載しなければならない。」(国民審査法施行令26条)



☆レイアウトの都合上生まれる余白の「活用」は都道府県選管の裁量



第9回の国民審査公報: 沖縄県選管(左)と東京都選管発行

出所: 沖縄県選挙管理委員会(1973)『昭和47年12月10日執行衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果要覧』111頁。

出所: 東京都選挙管理委員会(1973)『昭和47年12月10日執行衆議院議員選挙の記録』324頁。

意義、投票方法、および「棄権」可能を説明。

投票方法の指示のみ。

日本政治学会2013年度研究大会・B-2分科会

@北海学園大学/2013.9.15

第10回～第13回、第16回～第18回
投票所に掲出されるのと同文の「注意について」を掲載

=返却できることも説明

☆啓発効果があったのではないか。

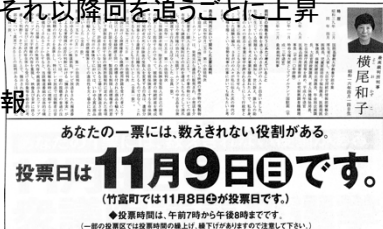


19回からは「注意について」の掲載をやめる。なぜか。

第14回(1986.7.6)をピークにした投票率の低落傾向(18回-35.99%)に県選管が危機意識を抱いたのではないか。

→それ以降回を追うごとに上昇

第19回
審査公報
@沖縄



日本政治学会2013年度研究大会・B-2分科会

@北海学園大学/2013.9.15

むすびにかえて

「なぜ沖縄県民は国民審査を棄権するのか」

46 都道府県の有権者：国民審査制度導入初期の回次で、投票すべきものと「しつけ」られた。



棄権にそこはかたないしろめたさを感じていた。

沖縄県の有権者：そうした「罪悪感」を涵養されることはなかった。

加えて、審査公報を通じて棄権してかまわないことを「学習」していった。



第18回(2000.6.25)以降、沖縄県の総選挙投票率と国民審査投票率のポイント差は回次ごとに縮まる傾向にある。

=国民審査投票率の相対的上昇

歓迎すべき事態なのか。白紙の情性的投票の「本土」化か。

参考文献：沖縄県選管『総選挙・国民審査結果調』各回次版。

西川伸一(2012)『最高裁裁判官国民審査の実証的研究』五月書房。